

令和2年度 各会計決算審査特別委員会付言事項

令和3年11月5日（金）

《決算審査特別委員会》講評

本年度の「各会計決算審査特別委員会」は、11月1日から11月5日までの4日間にわたり開催し、審査における疑問点などについては、関係各課職員の出席を求め説明を受け、11月5日には、委員会としての採決を行い、認定第1号から認定第5号までについては、いずれも「原案のとおり認定すべきもの」とし、認定第6号については、「可決及び認定すべきもの」として、全員一致で決定いたしました。

令和2年度は、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大により多くのイベントや研修、会議、行事が中止となり、それらの影響も聞きながら不用額や減額補正の説明をいただき審査しました。

今回の審査の中で、委員会として留意すべき事項として次の点を申し上げますので、今後の行政運営にあたって配慮いただきたいと思います。

1. 歳入

- ・税及び使用料などの未収額の解消については、職員の徴収努力と成果が見られ、引き続き自主財源の確保と税の公平性の原則からも徴収率の向上により一層の努力をお願いしたい。
- ・重複滞納者の生活実態にも配慮しながら、関係課が連携体制を取り効率的な徴収に努めていただきたい。
- ・町の施策の実施にあたり、財源確保に向けて補助金などを最大限に取り込むため、国や道の動向把握に努めていただきたい。

2. 歳出

- ・介護や医療、在宅福祉サービス、高齢者バス、ハイヤー利用サービスなどの福祉の各種事業は、引き続きサービス利用促進に向けた周知方法を工夫し、的確な制度活用となるよう努めていただきたい。
- ・町の活性化につながる産業振興に対する補助事業は、移住定住も含め各関係団体と協議をしながら、その効果が発揮できるように事業の継続を望む。
- ・水道事業では厳しい財政状況ではあるが、重要なライフラインとして老朽管の更新や有収率向上など、「水道ビジョン」の着実な推進を望む。

最後に、厳しい財政状況の中、財政健全化を図りながら住民サービス向上に向けた職員一人一人の努力は、十分に評価できるところです。

新型コロナウイルス感染症の影響により、国や地方の財政悪化は避けられず、地方交付税の変動要素も大きく財源確保が不透明となる懸念がありますが、今後においても、より一層の財政健全化を図りつつ、歳入・歳出のバランスに留意し、町民のための「まちづくり」に向け、創意、工夫と一層の努力をお願いします。

また、今年2月に策定の「第5次行政改革大綱」にあるように、まちづくりに向けた施策の持続的推進を下支えする行財政運営を望むものであります。